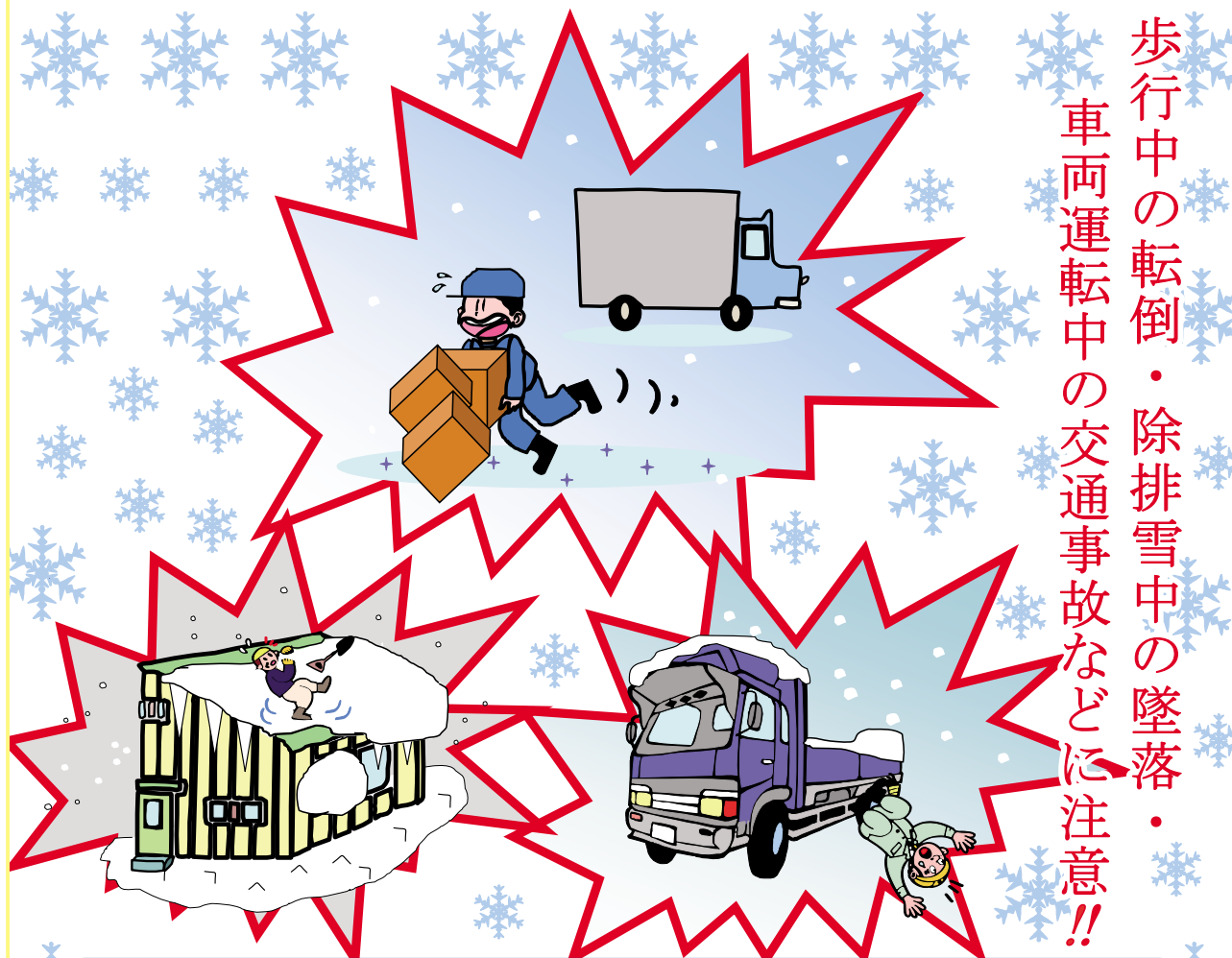


平成20年度



冬期労働災害防止運動展開中！

運動期間：平成20年11月1日～平成21年3月31日



事業場の実施事項

- | | |
|--|----------------------------|
| (1) 安全衛生管理体制の確立と安全衛生活動の活性化 | (5) 労使による自主的な安全衛生活動の推進 |
| (ア) 安全管理者等の各管理者の選任、安全委員会等の設置及びその活動の活性化 | (6) 雪降り・除排雪による災害の防止 |
| (イ) 危険性又は有害性の調査（リスクアセスメント）等の実施 | (7) 積雪・凍結による転倒、墜落災害の防止 |
| (2) 交通労働災害防止活動の推進（車両等のスリップ事故の防止等） | (8) 火災・火傷の防止 |
| (3) 職業生活全般を通じた各段階における安全衛生教育の徹底 | (9) 作業時の保温・体操の実施 |
| (4) 作業者の安全衛生意識の高揚 | (10) 内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒の防止 |

青森労働局

冬期労働災害防止のためのチェックリスト

あなたの事業場では、この冬の労働災害防止対策は万全ですか？

この自主点検表は、冬期労働災害防止のための主要な項目を挙げたものです。各事業場においては、厳しい冬を迎えるに当たり、施設や安全衛生活動等をもう一度見直し、改善すべきところは直に対策を講じましょう！

1. 転倒災害の防止

該当する□（はい・いいえ）にチェックして下さい。

	はい	いいえ
・主要な通路、作業場の除排雪は十分ですか。	☐	☐
・建物の出入口、車両乗降場所等凍結しやすい場所の融雪等の措置は十分ですか。	☐	☐
・滑りにくい履物を着用していますか。	☐	☐

2. 屋根の雪降ろし作業による墜落災害の防止

	はい	いいえ
・ヘルメットを着用し、安全帯を使用していますか。	☐	☐
・梯子は安全な位置に設置し、固定は十分ですか。	☐	☐
・地上に監視人を配置していますか。	☐	☐

3. 除雪作業による災害の防止

(1) 除雪機	はい	いいえ
・除雪機の取扱者に安全な使用方法等を教育していますか。 （注意：機械の種類によりライセンスが必要な場合があります）	☐	☐
・機械のトラブル（氷が詰まるなど）時にエンジン停止を徹底していますか。	☐	☐
・路肩に近接して作業する際に、誘導員を配置したり目印を表示していますか。	☐	☐
(2) 人力による除雪		
・無理な姿勢や体力以上のものを持ち上げないように徹底していますか。	☐	☐

4. 交通労働災害の防止

	はい	いいえ
・早めにタイヤ交換、早めの点灯運転を実施していますか。	☐	☐
・余裕を持った車両の運行計画を立てていますか。	☐	☐
・当日の気象状況や道路状況を把握し周知していますか。	☐	☐
・滑りやすい場所での乗降車を避けるようにしていますか。	☐	☐

5. 火災の防止

	はい	いいえ
・火気使用場所に消火器を設置していますか。	☐	☐
・終業時に消火状況を確認していますか。	☐	☐

6. 中毒の防止

	はい	いいえ
・暖房としてレンタンの使用を禁止していますか。	☐	☐
・火気使用場所の換気は十分ですか。	☐	☐
・一酸化炭素中毒の危険のある場所を立入禁止していますか。	☐	☐

7. 健康対策

	はい	いいえ
・ミーティングの際に健康状態を確認していますか。	☐	☐
・ミーティングの際に防寒衣などの着用状況を確認していますか。 （注意：防寒衣の裾が締まっていると、機械操作のミスを誘発します）	☐	☐
・ラジオ体操など準備運動を実施していますか。	☐	☐
・屋内作業場所に適切な暖房設備を設けていますか。	☐	☐
・救急用具（必要に応じて担架）は常備していますか。	☐	☐

* 「はい」の項目はいくつありましたか？「いいえ」の項目は早急に改善しましょう！

青森県の最低賃金

最低賃金の件名		適用範囲	
青森県最低賃金		産業や職種に関わりなく県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。	
時間額 630円		なお、下記の 4 業種は該当する産業別最低賃金が適用されます。	
(平成20年10月29日発効)			

青森県産業別最低賃金	最低賃金の件名	適用範囲	適用除外 (上記の青森県最低賃金が適用されます)
	鉄鋼業	鉄鋼業 ただし、高炉による製鉄業、表面処理鋼材製造業を除きます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後 6 月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者
	時間額 750円		
	(平成20年12月21日発効)		
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ただし、電球・電気照明器具製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）及び電子計算機・同附属装置製造業を除きます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後 6 月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 部分品・機器等の組立て又は加工業務のうち、小型電動工具又は手工具を用いて行うかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取付け又は小型機器の簡易な操作に主として従事する労働者 (4) 清掃、片付け、賄い、運搬又は警備の業務に主として従事する労働者
	時間額 690円		
(平成20年12月21日発効)			
各種商品小売業	各種商品小売業（衣食住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所）	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後 3 月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する労働者	
時間額 685円			
(平成20年12月21日発効)			
自動車小売業	自動車（新車）小売業、中古自動車小売業、自動車部品・附属品小売業 ただし、二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除きます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後 3 月未満であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃、片付け、洗車又は賄いの業務に主として従事する労働者	
時間額 722円			
(平成20年12月21日発効)			

《最低賃金額の算定に含まれない賃金》

精皆勤手当／通勤手当／家族手当／臨時に支払われる賃金／1月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当等)／時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

※最低賃金に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局 賃金室(TEL 017-734-4114)又は最寄りの労働基準監督署へ。

青森労働局のホームページ(<http://www.aomori.plb.go.jp/>)でもご覧いただけます。